

アリッサ in ワンダーランド

ALLYSSA in WONDERLAND

英語指導助手のアリッサさんの感動の体験などを綴ります。



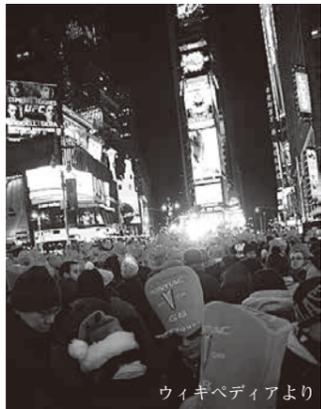
カナダのお正月

カナダのお正月はとても楽しいです！みんなお正月を様々な方法で祝います。1月1日は国民の祝日なのでほとんどの人の仕事が休みです。家族と一緒にリラックスしながら過ごします。

私が子どものとき、大晦日は家族で夜遅くまで家で映画を見たり、ボードゲーム

をしたりしました。12時になる前にテレビをつけ、ニューヨークで大晦日に行われているパーティーの生中継を見ます。そして年明けへ向けカウントダウンをしてタイムズスクエアの大きなボールが落ちるのを見ます。年が明けたあとは寝ていました。

大人になってからは、友達と一緒に大晦日を過ごし始めました。深夜までパーティーをして、歌ったり、踊ったり、ゲームをします！



ウィキペディアより
タイムズスクエアにてボールの落下を待つ群衆。

すごいです！お正月はその年を振り返り、未来を楽しみにする時間です。

お正月後はカナダの年末年始休暇が終わるという合図です。全てのクリスマスデコレーションがお店や家から片付けられます。子どもたちは年が明けた最初の月曜日から学校が始まります。

一般的にカナダのお正月は宗教的な面はなく、カナダ人にとってはただの祝日で休んだり、リラックスしたりする日です。

今年のお正月はとても楽しみにしています！マレーシアでピニャコラーダというカクテルを飲み、ランカウイという島のビーチで日焼けをします！本当に楽しみです！

みなさん良いお年を過ごしてください！

I wish everyone a
very Happy New Year!

後期高齢者医療保険・国民健康保険

高額介護合算療養費の制度について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったとき」と、「介護保険のサービスを利用したとき」の1年分の自己負担額を合算した金額が、下記の表(①～③)の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、医療保険と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者(後期高齢者医療保険、国民健康保険、介護保険)から支払われます。

①後期高齢者の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

②70歳以上74歳まで(後期高齢者を除く)の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割 又は 2割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

③70歳未満(後期高齢者を除く)を含む場合

区分	所得要件	自己負担額の合計の基準額
ア	旧ただし書き所得 901万円超	176万円
イ	旧ただし書き所得 600万円超～901万円以下	135万円
ウ	旧ただし書き所得 210万円超～600万円以下	67万円
エ	旧ただし書き所得 210万円以下	63万円
オ	住民税非課税	34万円

A 医療費の自己負担 B 介護サービス費の自己負担

C 高額介護合算療養費

AとBの自己負担額を合算し、左表の基準額を超えた分が支払われます。

1年分の自己負担額の計算期間
8月1日～翌年7月31日

支給額が、500円未満の場合は支給されません。
住民票上同一世帯でも、加入している健康保険が異なると合算できません。
医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担区分が適用されます。

- ・現役並み所得者
住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方
- ・住民税非課税世帯
区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で区分Ⅱに該当しない方
区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち
・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
・老齢福祉年金を受給されている方

<申請手続き>

平成26年8月から平成27年7月まで町国民健康保険、後期高齢者医療保険加入のみの方で対象となる方には、申請のご案内をいたします。

その他の健康保険(健保協会など)に加入されている方などは、介護保険での自己負担額証明書とともに各保険者へ申請することになります。

問合せ先

役場福祉課保険係 ☎(574) 2214

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290) 5601